

第9節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

2023 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数は 8,398 件(前事務年度 6,353 件)となっており、そのうち 7,157 件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60 代以上が約 39%、40 代以下が約 36%となっている。

詐欺的な投資勧誘に関する情報を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、FX 取引、暗号資産（仮想通貨）に関するものが多く認められた。また、多くは無登録業者が関与するものである。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、被害防止のための取組として以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイトや公式 X（旧 Twitter）、リーフレット等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局等との連携

(注) このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「詐欺的な投資勧誘等に関する連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

なお、昨今、著名人等になりすましたものを始めとする SNS 上の投資広告や投稿等による詐欺被害が数多く発生しており、2024 年 6 月にはこうした詐欺被害に対応するため、犯罪対策閣僚会議により「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定された。

従来からの取組に加えて、当該総合対策に盛り込まれた取組についても関係省庁で連携の上、実施を進めている。